

議案第28号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
████████████████████ ████████████████████	238,800円

2 事件の概要

令和5年7月10日午前4時45分頃、相手方██████████氏所有の軽自動車が、市内東区多の津一丁目18番8号付近の市道を走行中、当該市道に設置されていた下水道雨水管の鉄製蓋が外れて当該市道上に放置されていたため、当該蓋に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。